

在宅サービス

介護保険
について

介護保険
レンタル
対象品

特殊寝台・
特殊寝台
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

車いす・
車いす
付属品

スロープ

移動用
リフト

手すり

歩行
補助つえ

歩行器

徘徊
感知機器

自動排泄
処理装置

介護保険
購入
対象品

腰掛便座

排泄予測
支援機器

入浴
補助用具

簡易浴槽

リフト
吊り具

住宅改修
について

在宅サービスの利用限度額

要介護度	利用限度額(1ヵ月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- 限度額の範囲内でサービスを利用したときは、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。
- 介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。
- 限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

自己負担の上限額(高額介護サービス費)

区 分		上限額(月額)
市町村民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～	93,000円(世帯)
	課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	44,400円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)未満	24,600円(世帯)
世帯全員が 市町村民税非課税	・高齢年金受給の方	24,600円(世帯)
	・前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※令和3年8月改正

- 支払った自己負担額が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなるしくみになっています。
- 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯は「高額医療・高額介護合算療養費制度」の申請ができます。

福祉用具貸与サービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具が貸し出されます。

※平成28年4月改正版

種 目	機能又は構造等
(1) 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。 ※平成27年4月より、「介助式電動車いす」が普通型電動車いすの範囲に含まれることになりました。
(2) 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
(3) 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの ①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②床板の高さが無段階に調整できる機能
(4) 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
(5) 床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
(6) 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
(7) 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
(8) スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
(9) 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの ※平成28年4月より、自動制御等の機能(上り坂ではアシスト、下り坂では制御、坂道の横断では片流れ防止及びつまづき等による急発進防止の機能)が付加された歩行器も対象となりました。
(10) 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
(11) 認知症老人徘徊感知機器	認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
(12) 移動用リフト (つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)
(13) 自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部分(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)

- 月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。(用具の種類、事業者によってレンタル料は異なります)(※P6参照)
- 令和6年4月より、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入されました。(※P7-8参照)